

カナダ
商標法

2007年 c. 26 により改正

目次

簡略名称

第1条 簡略名称

解釈

第2条 定義

第3条 採用されたとみなされる場合

第4条 使用されたとみなされる場合

第5条 周知とみなされる場合

第6条 標章又は名称が混同を生じる場合

不公正競争及び禁止標章

第7条 禁止事項

第8条 適法使用の保証

第9条 禁止標章

第10条 追加禁止事項

第10.1条 追加禁止事項

第11条 追加禁止事項

第11.1条 追加禁止事項

第11.11条 定義

第11.12条 一覧

第11.13条 異論申立書

第11.14条 ぶどう酒に関する表示採用の禁止

第11.15条 蒸留酒に関する表示採用の禁止

第11.16条 個人名に関する例外

第11.17条 継続使用

第11.18条 不使用に関する例外

第11.19条 手続を行わない場合の例外

第11.2条 経過規定

登録可能な商標

第12条 商標登録可能な場合

第13条 識別力ある外観が登録可能な場合

第14条 外国登録標章の登録

第15条 混同を生じる標章の登録

商標登録をすることができる者

第 16 条 カナダで使用され又は公知となった標章の登録

登録の有効性及び効果

第 17 条 先の使用等に関する登録の効果

第 18 条 登録無効の場合

第 19 条 登録により付与される権利

第 20 条 侵害

第 21 条 混同を生じる標章の同時使用

第 22 条 営業権の毀損

証明標章

第 23 条 証明標章の登録

第 24 条 証明標章と混同を生じる商標の登録

第 25 条 記述的な証明標章

商標登録簿

第 26 条 登録簿

第 27 条 不公正競争法に基づく登録簿

第 28 条 索引

第 29 条 閲覧

商標登録出願

第 30 条 願書の内容

第 31 条 外国登録に基づく出願

第 32 条 一定の場合の追加情報

第 33 条 労働組合等による出願

第 34 条 外国出願日がカナダ出願日とみなされる場合

第 35 条 権利の部分放棄

第 36 条 放棄

第 37 条 出願が拒絶される場合

第 38 条 異議申立書

第 39 条 出願が容認される場合

商標登録

第 40 条 商標登録

登録簿の補正

第 41 条 登録簿の補正

第 42 条 送達代理人

第 43 条 追加の説明

第 44 条 情報提供の通知

第 45 条 登録官は使用者の証拠提出を請求することができる

登録更新

第 46 条 更新

期間延長

第 47 条 期間延長

移転

第 48 条 移転可能な商標

標章使用目的の変更

第 49 条 目的の変更

ライセンス

第 50 条 商標使用のライセンス

第 51 条 関連会社による商標の使用

訴訟手続

第 52 条 定義

第 53 条 一時保管手続

第 53.1 条 大臣による留置手続

第 53.2 条 裁判所の救済付与権限

第 53.3 条 商品の再輸出

第 54 条 証拠

第 55 条 連邦裁判所の管轄権

第 56 条 上訴

第 57 条 連邦裁判所の専属管轄権

第 58 条 提訴手続

第 59 条 理由申立の通知

第 60 条 登録官による書類の送付

第 61 条 判決の提出

通則

第 62 条 執行

第 63 条 登録官

第 64 条 登録の公告

第 65 条 規則

第 66 条 延長とみなされる期限

ニューファウンドランド

第 67 条 1949 年 4 月 1 日前の商標登録

第 68 条 1949 年 4 月 1 日前の商標又は商号の使用

経過規定

第 69 条 先願登録

簡略名称

第1条 簡略名称

本法律は、商標法として引用することができる。

解釈

第2条 定義

本法律において、

「証明標章」とは、

- (a) 商品又はサービスの特性又は品質、
- (b) 商品が生産され又はサービスが提供される作業条件、
- (c) 商品の生産者又はサービスの提供者の属する部類、又は
- (d) 商品が生産され又はサービスが提供される地域、

に関し、一定の基準の商品又はサービスを、その一定の基準外の商品又はサービスから識別する目的で、又は識別可能となるように使用される標章をいい、

「混同を生じる」とは、これが商標又は商号の形容詞として適用されるときは、第6条に規定する方法及び状況下で、その使用が混同を生じさせる虞のある商標又は商号をいい、

「条約」とは、1883年3月20日調印のパリ条約、更にカナダがその同盟国となった1954年7月1日前及び後にされた同条約の修正及び改正のすべてをいい、

「本国」とは、

- (a) 商標登録出願人が出願日に実効的な工業又は商業施設を有する同盟国、
- (b) 商標登録出願人が出願日に(a)に示す施設を同盟国の1において有していなかったときは、その日に出願人が自己の住所を有していた同盟国、又は
- (c) 商標登録出願人が出願日に(a)に示す施設又は(b)に示す住所の何れも同盟国の1に有していなかったときは、出願人がその日に国籍を有していた同盟国をいい、

「同盟国」とは、

- (a) 条約に基づいて構成された工業所有権の保護に関する同盟の加盟国である国、又は
- (b) WTO加盟国をいい、

「識別力のある」とは、商標に関しては、所有者がそれを使用する商品若しくはサービスを、他人の商品若しくはサービスから実際に識別する商標、又はそれらを識別するのに適した商標をいい、

「識別力ある外観」とは、

- (a) 商品又はその容器の形状、又は
- (b) 商品を包装する形態であって、

ある者が、その外観を、その者が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスについて、他人が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスから識別する目的で、又は識別可能となるように使用するものをいい、

「地理的表示」とは、ぶどう酒又は蒸留酒に関して、次の表示をいう。

(a) WTO加盟国の1の領域内、又はその領域内の地域若しくは地方の1を原産とし、その品質、評判又はその他の特性がその原産地に本質的に帰するぶどう酒又は蒸留酒を特定する、及び

(b) カナダを原産とするぶどう酒及び蒸留酒を特定する表示である場合を除き、当該WTO加盟国に適用される法律によって保護されるもの

「所有者」とは、証明標章に関しては、一定の基準を設定した者をいい、

「包装」とは、商品の取引過程において、その所有又は占有が移転する時に商品に本来的に

付随する何らかの容器又は入れ物を含み、

「者」とは、取引、事業又はその促進に従事している何れかの合法的な労働組合及び何れかの合法的な組織、並びに何れかの国、州、県、市又はその他組織化された行政地域の行政当局を含み、

「利害関係人」とは、登録簿への何らかの記入、又は本法律に基づく若しくは反する何らかの行為若しくは無為、又は企図された作為若しくは不作為により影響を受ける者、又は影響を受ける可能性があると合理的に懸念する者を含み、かつ、カナダ司法長官を含み、

「所定の」とは、規則によって、又は規則に基づいて定められたことをいい、

「使用予定商標」とは、ある者が、その者が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスについて、他人が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスから識別する目的で、又は識別可能となるように使用を意図している標章をいい、

「保護された地理的表示」とは、第 11. 12 条(1)に従って備えられる一覧に掲載されている地理的表示をいい、

「登録簿」とは、第 26 条に基づいて備えられる登録簿をいい、

「登録商標」とは、登録簿に記載されている商標をいい、

「登録使用者」 [廃止, 1993, c. 15, s. 57]

「登録官」とは、第 63 条に基づいて任命される商標登録官をいい、

「関連会社」とは、2 以上の会社からなる集団を構成する会社であって、その内の 1 の会社が、他の会社の議決権を有する発行済み株式の過半数を、直接的に又は間接的に、所有又は管理するものをいい、

「送達代理人」とは、第 30 条(g)、第 38 条(3)、第 41 条(1)(a)又は第 42 条(1)に基づいて指名された者又は事務所をいい、

「商標」とは、

(a) ある者が、その者が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスについて、他人が製造し、販売し、賃貸し、賃借し若しくは提供する商品又はサービスから識別する目的で、又は識別可能となるように使用する標章、

(b) 証明標章、

(c) 識別力を有する外観、又は

(d) 使用予定商標をいい、

「商号」とは、法人、パートナーシップ又は個人の名称であるか否かを問わず、それに基づいて何らかの事業が遂行される名称をいい、

「使用」とは、商標に関して、第 4 条により、商品又はサービスに付随した使用とみなされる何らかの使用をいい、

「商品」とは、印刷刊行物を含み、

「WTO 協定」とは、世界貿易機関協定施行法第 2 条(1)に規定する「協定」をいい、

「WTO 加盟国」とは、WTO 協定第 1 条により設立された世界貿易機関の加盟国をいう。

第 3 条 採用されたとみなされる場合

商標は、ある者若しくはその前権利者がカナダでその商標を使用し始めたか若しくはカナダでそれを公知とさせ始めた時、又はその者若しくはその前権利者が以前に使用していなかった

た若しくは公知とさせなかった場合において、その者若しくはその前権利者がカナダで登録出願をした時に、採用されたものとみなされる。

第4条 使用されたとみなされる場合

(1) 商標は、ある商品の所有又は占有を移転する時、通常の業として、その商標が商品自体に若しくはその商品の流通に用いられる包装上に付されている場合、又はその他の方法で商品に付され、所有又は占有の移転を受けた者がその付された状態を知り得る場合は、その商品に付随して使用されたとみなされる。

同前

(2) 商標は、あるサービスの提供中又はその広告中にその商標が使用され若しくは展示された場合は、そのサービスに付随して使用されたとみなされる。

輸出による使用

(3) 商品又は商品を含む包装にカナダで付された商標は、その商品がカナダから輸出される時、その商品に付随してカナダで使用されたとみなされる。

第5条 周知とみなされる場合

商標は、カナダ以外の同盟国内で、商品又はサービスに付随してある者により使用され、かつ、次に該当する限り、当該商標はカナダでもその者により周知にされたものとみなされる。

(a) その商標を付した商品がカナダで流通し、又は

(b) その商標を付した商品又はサービスが、

(i) その商品又はサービスの潜在的取引業者又は使用者間の通常の商取引の中で、カナダに配布された何らかの印刷刊行物において広告され、又は

(ii) その商品又はサービスの潜在的取引業者又は使用者によりカナダで一般的に受信することができるラジオ放送において広告され、

当該商標が、その流通又は広告を理由として、カナダで著名となった場合

第6条 標章又は名称が混同を生じる場合

(1) 本法律の適用上、1の商標又は商号が使用されたときに、本条に述べる方法及び状況で他の商標又は商号に混同を生じさせる場合は、最初に記載の商標又は商号が、最後に記載の商標又は商号に混同を生じさせる。

同前

(2) 同一地域内で1の商標と他の商標が使用されたときに、その各商標を伴う商品又はサービスが、同一の者により製造、販売、賃貸、賃借若しくは提供されていると推定させるに至る虞のある場合は、その商品又はサービスが同一の分類に属しているか否かを問わず、その1の商標は、他の商標に混同を生じさせる。

同前

(3) 同一地域内で、1の商標と1の商号が使用されたときに、その商標を伴う商品又はサービスとその商号に基づいて遂行される業務に関連する商品又はサービスが、同一の者により製造、販売、賃貸、賃借若しくは提供されていると推定させるに至る虞のある場合は、その商品又はサービスが同一の分類に属しているか否かを問わず、その商標は当該商号に混同を生じさせる。

同前

(4) 同一地域内で、1の商号と1の商標が使用されたときに、その商号に基づいて遂行される業務に関連する商品又はサービスとその商標を伴う商品又はサービスが、同一の者による製造、販売、賃貸、賃借若しくは提供されていると推定させるに至る虞のある場合は、その商品又はサービスが同一の分類に属しているか否かを問わず、その商号は当該商標に混同を生じさせる。

考慮事項

(5) 裁判所又は場合により登録官は、商標又は商号が混同を生じるか否かを判断するに当たり、次を含むすべての状況について考慮しなければならない。

(a) 商標又は商号に固有の識別力及びそれらが公知となった程度

(b) 商標又は商号の使用期間の長さ

(c) 商品、サービス又は業務の内容

(d) 取引の内容、及び

(e) 商標間又は商号間において、外観、音標又はそれらが示唆する観念に係わる類似の程度

不公正競争及び禁止標章

第7条 禁止事項

何人も、次の行為を一切してはならないものとする。

- (a) 競業者の業務，商品又はサービスの信用を毀損する虞のある，虚偽の又は誤認を生じさせる陳述をすること
 - (b) 自己の商品，サービス又は業務に関し公衆の注意を喚起する行為を開始する時，カナダにおいてその者の商品，サービス又は業務と他人の商品，サービス又は業務との間に混同を生じさせるか又は生じさせる虞がある方法で，その注意を喚起すること
 - (c) 注文又は請求されたものに代えて，他の商品又はサービスを詐称通用すること
 - (d) 商品又はサービスに関する次の事項について，重要な点において虚偽であり，かつ，公衆に誤認を生じさせる虞のある何らかの表示を商品又はサービスに付随して使用すること
 - (i) 特性，品質，数量又は構成
 - (ii) 原産地，又は
 - (iii) 製造，生産又は提供の方法
- 又は
- (e) カナダでの誠実な工業的又は商業的慣習に反して，何らか他の行為を行い又は何らか他の業務慣行を採用すること

第8条 適法使用の保証

ある商標又は商号を付した商品，若しくはこれを包装に付した商品の所有又は占有を業として移転する者はすべて，その移転前に書面により別段の表明を行わない限り，その商標又は商号が当該商品に付随して適法に使用されており，かつ，使用することができることを，その所有又は占有の移転先の者に対し保証するものとみなす。

第9条 禁止標章

- (1) 何人も，次のものからなる標章又はこれと誤認を生じる虞がある程に類似する標章を，商標その他として，その業務に関連して採用してはならない。
 - (a) 女王陛下の紋章，頂飾又は旗章
 - (b) 王室の一員の紋章又は頂飾
 - (c) 総督の旗章，紋章又は頂飾
 - (d) 商品又はサービスに付随して使用される語又は記号であって，その商品又はサービスが，国王，総督若しくは政府の支援，承認又は許可を受けたものであるか，又はそれらに基づいて生産され，販売され若しくは履行されていると信じさせる虞のあるもの
 - (e) カナダ又はカナダの州又は自治体が常時採用及び使用する紋章，頂飾又は旗章であって，カナダ政府又は関係する州若しくは自治体からの要請で，登録官がその採用及び使用を公示したもの
 - (f) スイス連邦の旗章の色使いを逆にした白地に赤十字の記章であって，1949年の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ条約により，軍隊の医療班の記章及び識別力のある標識とされ，かつ，カナダ赤十字で使用されているもの，又は「赤十字」若しくは「ジュネーヴ十字」の表現

(g) 多数のイスラム教国内で(f)に規定の目的と同一の目的で採用された、白地に赤新月の記章

(g.1) 第3議定書の記章—通常「赤いひし形」と称する—ジュネーヴ条約法の附則VII第2条第2項にいい、(f)に規定の目的と同一の目的で採用された、白地に赤枠のひし形からなるもの

(h) イランで(f)に規定の目的と同一の目的で使用される、赤のライオン及び太陽又はこれと同様の標識

(h.1) ジュネーヴ条約法の附則V第66条(4)にいう(オレンジ地に青の正三角形の)民間防衛対策活動の国際的な識別力のある標識

(i) 同盟国の1の何れかの地域若しくは都市の旗章、又は国家、地域若しくは都市の紋章、頂飾又は記章で、その旗章、紋章、頂飾又は記章が、条約第6条の3に基づいて伝達され、又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであって、登録官が当該伝達について公示したもの

(i.1) 同盟国の1で適用された、監督又は保証を示す何れかの公式標識若しくは刻印で、その標識若しくは刻印が、条約第6条の3に基づいて伝達され、又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであって、登録官が当該伝達について公示したもの

(i.2) 同盟国の何れか1の国旗

(i.3) 何れかの国際的な政府間組織の何れかの紋章、旗章若しくは他の記章、又は名称の略称で、その紋章、旗章、記章又は略称が、条約第6条の3に基づいて伝達され、又は同条に基づくWTO協定の付属書類1Cに記載された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく義務により伝達された一覧に記載されたものであって、登録官が当該伝達について公示したもの

(j) 中傷的、猥雑又は非道徳的な何らかの語又は図形

(k) 現存する個人との関連を虚偽的に示唆する虞がある何らかの事項

(l) 現存する若しくは過去30年以内に死亡した個人の肖像又は署名

(m) 「国際連合」という語、若しくは国際連合の公式の印章又は紋章

(n) 何れかの徽章、頂飾、記章又は標章であって、

(i) 国防法に則って、カナダ国軍により採用若しくは使用されるもの、

(ii) 何れかの大学のもの、又は

(iii) 商品又はサービスの公式標章としてカナダの何れかの公的機関により採用若しくは使用されるもので、

登録官が、場合により、国、大学又は公的機関からの請求により前記の採用又は使用を公示したもの

(n.1) 紋章の授与に関し総督により行使される女王陛下の大権に基づいて授与、記録又は被授与者による使用を許可された紋章であって、総督の要請により登録官がその授与、記録又は使用を公示したもの、又は

(o) 「カナダ王立騎馬警察」の名称又は「R. C. M. P.」の略称、その他カナダ王立騎馬警察に関する文字の何らかの組合せ、又はその制服を着た隊員の図形使用の例外

(2) 本条の如何なる規定も、次の何れかの標章を、商標その他として何れかの業務に関し採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) 国又は本条により保護を受けることを意図したものと認められる他の者、団体、当局若しくは組織の同意を得た(1)に述べた標章、又は

(b) 次のものから構成され、又は次のものと誤認を生じる虞がある程に類似する標章

(i) (1) (i. 1)に記載する公式標識又は刻印。ただし公式標識又は刻印が採用されている商品と同一又は類似する商品に係わる場合を除く。又は

(ii) (1) (i. 3)に記載する紋章、旗章、記章又は略称。ただし標章の使用により、その使用者と当該組織間の関係を公衆に誤認させる虞がないことを条件とする。

第 10 条 追加禁止事項

何らかの標章が、通常かつ善意の商業的慣行により、何らかの商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は生産日を指定するとカナダで認められるに至った場合は、何人もこれを、その商品若しくはサービス又は同じ一般分類に属する他の商品若しくはサービスに付随する商標として採用し又はこれを誤認を生じさせる虞がある方法で使用してはならず、また、何人も、その商標と誤認を生じる虞がある程に類似する標章をそのように採用又は使用してはならない。

第 10.1 条 追加禁止事項

ある名称が、植物育成者権法に基づく植物品種を指定する名称である場合は、何人もそれを、その植物品種又はこれと同種の他の植物品種に付随する商標として採用してはならず、又は、それを、誤認を生じさせる虞がある方法で使用してはならず、また、何人も、その名称と誤認を生じさせる程に類似する標章をそのように採用又は使用してはならない。

第 11 条 追加禁止事項

何人も、本法第 9 条若しくは第 10 条、又は 1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法第 13 条又は第 14 条に反して採用された何らかの標章については、業務に関してこれを商標その他として使用してはならない。

第 11.1 条 追加禁止事項

何人も、第 10.1 条に反して採用された名称については、業務に関してこれを商標その他として使用してはならない。

第 11.11 条 定義

第 11.12 条から第 11.2 条までにおいて、

「大臣」とは、第 11.12 条から第 11.2 条までの適用上、大臣として任命された、カナダ枢密院顧問官をいい、

「責任機関」とは、ぶどう酒又は蒸留酒に関して、大臣の見解において、国家的又は商業的利害を理由として、第 11.13 条(1)に基づく異論申立に関する何れかの手続の当事者となり得る程に、ぶどう酒又は蒸留酒について十分な関連又は知識を有する個人、企業又はその他の法主体をいう。

第 11.12 条 一覧

(1) 登録官の管理の下に、地理的表示一覧を備えなければならない。

大臣の陳述

(2) 表示に関し(3)に規定する情報を記載した大臣の陳述がカナダ官報に公告され、かつ、

(a) 異論申立書が第 11.13 条(1)に従って提出及び責任機関に送達されずに異論申立書提出期間が満了している場合、又は

(b) 異論申立書が提出及び送達されたが、これが取り下げられ若しくは第 11.13 条(6)に基づいて取り下げられたものとみなされたか、又は第 11.13 条(7)に従って拒絶されたか若しくは上訴による最終判決に従って拒絶された場合は、

登録官は(1)に従って備えられた地理的表示一覧に当該表示を記入しなければならない。

情報

(3) (2)の適用上、大臣による陳述には、表示に関する次の情報を記載しなければならない。

(a) (1)に従って備えられた地理的表示一覧にその表示を記入するよう大臣が発議する旨

(b) 表示がぶどう酒を特定する旨又は表示が蒸留酒を特定する旨

(c) ぶどう酒又は蒸留酒の原産地として特定される領域又は領域内の地域若しくは地方

(d) ぶどう酒又は蒸留酒に関する責任機関の名称、及び責任機関の主たる事務所若しくは営業所がカナダにおいて存在する場合は、その住所、更に、責任機関がカナダに事務所又は営業所を有していない場合は、責任機関自体に送達されるのと同じ効果を以って異論申立についての書類又は手続を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所、並びに

(e) 大臣の見解により地理的表示としての表示適性を有するぶどう酒又は蒸留酒の品質、評判又はその他の特性

一覧からの削除

(4) 表示を削除すべき旨の大臣の陳述がカナダ官報に公告された場合は、登録官は、(1)に従って備えられた地理的表示一覧から、その表示を削除する。

第 11.13 条 異論申立書

(1) 第 11.12 条(2)にいう陳述がカナダ官報に公告された日の後 3 月以内に、利害関係人は、所定の手数料を納付して、異論申立書を登録官へ提出し、かつ、所定の方法で責任機関へ送達することができる。

理由

(2) 異論申立書は、表示が地理的表示ではないとの理由に基づく場合に限る。

内容

(3) 異論申立書には、次を記載する。

(a) 責任機関が答弁可能な程度に十分に詳細が記載された異論申立の理由、並びに

(b) 申立人のカナダでの主たる事務所又は営業所の住所があるときは、その住所、また、カナダに事務所又は営業所を有していない場合は、国外での主たる事務所又は営業所の住所、及び当該異論申立人に送達するのと同じ効果を以って異論申立に関する書類を送達することができるカナダの個人又は事務所の名称及び住所

答弁

(4) 責任機関に対する異論申立書の送達後 3 月以内に、その責任機関は、答弁書を登録官に

提出し、かつ、所定の方法でその写しを申立人に送達することができ、また、責任機関が上記の方法で答弁書を提出及び送達しない場合は、その表示は、地理的表示一覧には記入されないものとする。

証拠及び聴聞

(5) 申立人及び責任機関の何れも、所定の方法で、登録官に対して証拠を提出し、かつ、説明する機会が与えられる。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 責任機関が(4)に従う答弁書を提出及び送達していないか、又は所定の状況で、責任機関が証拠を若しくは陳述書であって、当該責任機関は証拠の提出を希望しない旨のもの、を提出しない場合、又は

(b) 異論申立が取り下げられたか若しくは(6)に基づいて取下とみなされた場合

異論申立の取下

(6) 所定の状況で、異論申立人が証拠を提出せず、又は証拠の提出を希望しない旨の陳述書を提出しない場合は、その異論申立は取り下げられたものとみなす。

決定

(7) 異論申立人及び責任機関の証拠及び説明を考慮した後、登録官は、その表示が地理的表示には該当しないか又は異論申立を拒絶するかを決定し、その決定及び決定の理由を両当事者に通知しなければならない。

第 11.14 条 ぶどう酒に関する表示採用の禁止

(1) 何人も、次のものを商標その他として、業務に関して採用してはならない。

(a) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としないぶどう酒に関連付けたもの、又は

(b) そのぶどう酒に関連付けた地理的表示の何れかの言語への翻訳

禁止される使用

(2) 何人も、次のものを商標その他として、業務に関して使用してはならない。

(a) ぶどう酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としないぶどう酒に関連付けたもの、又は(1)に反して採用されたもの、又は

(b) そのぶどう酒に関連付けた地理的表示の何れかの言語への翻訳

第 11.15 条 蒸留酒に関する表示採用の禁止

(1) 何人も、次のものを商標その他として、業務に関して採用してはならない。

(a) 蒸留酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としない蒸留酒に関連付けたもの、又は

(b) その蒸留酒に関連付けた地理的表示の、何れかの言語への翻訳

禁止される使用

(2) 何人も、次のものを商標その他として、業務に関して使用してはならない。

(a) 蒸留酒を特定する保護された地理的表示であって、当該地理的表示に表示されている領域を原産としない蒸留酒に関連付けたもの、又は(1)に反して採用されたもの、又は

(b) その蒸留酒に関連付けた地理的表示の何れかの言語への翻訳

第 11.16 条 個人名に関する例外

(1) 第 11.14 条及び第 11.15 条は、公衆に誤認を生じる虞のある方法で名称が使用される場合を除き、業として、ある者がその者の名称又はその前権利者の名称を使用することを妨げない。

比較広告に関する例外

(2) (3)に従うことを条件として、第 11.14 条及び第 11.15 条は、ぶどう酒又は蒸留酒に関する比較広告において、ある者が保護された地理的表示を使用することを妨げない。

包装に適用されない例外

(3) (2)は、ぶどう酒又は蒸留酒に付随するラベル上又は包装上に表示された比較広告には適用されない。

第 11.17 条 継続使用

(1) カナダ国民が、商品又はサービスについての何れかの業務又は営業活動に関して、

(a) 1994 年 4 月 15 日前に善意で、又は

(b) その日前少なくとも 10 年間、

保護された地理的表示を継続的に使用していた場合は、そのカナダ国民による継続的又はこれに類似する使用には、第 11.14 条又は場合により第 11.15 条は適用されない。

「カナダ国民」の定義

(2) 本条の適用上、「カナダ国民」とは、次の者を含む。

(a) カナダ市民

(b) 移民及び難民保護法第 2 条(1)の範囲内における定住者で、当該定住者がカナダ市民権を求める申請に最初に適格となった後カナダに通常居住していた期間が 1 年以内である者、及び

(c) カナダで業務を行う法主体

第 11.18 条 不使用に関する例外

(1) 保護された地理的表示であって、ぶどう酒及び蒸留酒を特定するものが、その表示保護の対象となっている WTO 加盟国に適用される法律での保護が終了した場合、又はその加盟国内で不使用となった場合は、第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)及び(h)に拘らず、それらの如何なる規定も、当該表示を商標その他として業務に関して採用、使用又は登録することを妨げない。

慣用名称に関する例外

(2) ぶどう酒及び蒸留酒の次の表示に関し、第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)及び(h)に拘らず、それらの如何なる規定も、当該表示を商標その他として業務に関して採用、使用又は登録することを妨げない。

(a) ぶどう酒又は場合により蒸留酒の慣用名称として、カナダの一般言語における慣用的な用語と同一であるもの、又は

(b) 協定発効の日以前にカナダに存在していたぶどう品種の慣用名称と同一であるもの

ぶどう酒の一般名称に関する例外

(3) ぶどう酒に関する次の表示は、第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)及び(h)に拘らず、それらの如何なる規定も、当該表示を商標その他として業務に関して採用、使用

又は登録することを妨げない。

- (a) シャンパーニュ (Champagne)
- (b) ポート (Port)
- (c) ポルト (Porto)
- (d) シェリー (Sherry)
- (e) シャブリ (Chablis)
- (f) バーガンディ (Burgundy)
- (g) ブルゴーニュ (Bourgogne)
- (h) ライン (Rhine)
- (i) ラン (Rhin)
- (j) ソーテルヌ (Sauterne), 及び
- (k) ソーテルヌ (Sauternes)
- (l)-(v) [廃止, SOR/2004-85]

蒸留酒の一般名称に関する例外

(4) 蒸留酒に関する次の表示は、第 11. 14 条及び第 11. 15 条並びに第 12 条(1)(g)及び(h)に拘らず、それらの如何なる規定も、当該表示を商標その他として業務に関して採用、使用又は登録することを妨げない。

- (a) [廃止, SOR/2004-85]
- (b) マール (Marc)
- (c) [廃止, SOR/2004-85]
- (d) サンブーカ (Sambuca)
- (e) ジュネーヴ・ジン (Geneva Gin)
- (f) ジェニエーヴル (Genièvre)
- (g) オランダ・ジン (Hollands Gin)
- (h) ロンドン・ジン (London Gin)
- (i) シュナップス (Schnapps)
- (j) モルト・ウイスキー (Malt Whiskey)
- (k) オー・ド・ヴィー (Eau-de-vie)
- (l) ビターズ (Bitters)
- (m) アニゼット (Anisette)
- (n) キュラソー (Curacao), 及び
- (o) キュラソー (Curaçao)

総督による補正

(5) 総督は、命令により、場合により、(3)又は(4)について、ぶどう酒又は蒸留酒に関する表示を追加するか又は削除することによって補正することができる。

第 11. 19 条 手続を行わない場合の例外

(1) 第 11. 14 条及び第 11. 15 条は、ある者又はその前権利者による商標の使用がカナダで公知となり、又は当該商標がその者によりカナダで登録されてから 5 年以内に、その者によるその商標の使用又は採用に関して両条を執行する如何なる手続も取られていない場合は、その者によるその商標の採用又は使用には適用しない。ただし、その者又はその前権利者が最

初にその商標を使用又は採用したときに、その使用又は採用について、第 11.14 条又は場合により第 11.15 条に反することを知りながら行ったことが立証された場合は、この限りでない。

同前

(2) カナダで商標を登録した日、及び商標登録の出願をした者又はその前権利者による商標の使用がカナダで公知となった日のうち何れか先の日から 5 年の期間満了後に開始した登録商標に関する手続において、当該登録は、第 12 条(1)(g)又は(h)を基礎としては抹消されず、補正されず、又は無効とされない。ただし、その商標登録の出願を行った者がその商標の全体又は一部が保護された地理的表示であると知りながらそれを行ったことが立証された場合は、この限りでない。

第 11.2 条 経過規定

第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)及び(h)に拘らず、本条が有効となる日及び法律によりぶどう酒又は蒸留酒に関する保護が WTO 加盟国に適用開始される日のうち何れか後の日の前に、ある者が善意により、

- (a) 加盟国に適用される法律により保護されたぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示と同一又は類似の商標について、第 30 条に従って出願をし、又は登録を受けた場合、又は
- (b) 使用することにより当該ぶどう酒又は蒸留酒に関する商標の権利を取得した場合は、それらの如何なる規定も、その者が当該商標を使用又は登録することを妨げない。

登録可能な商標

第 12 条 商標登録可能な場合

- (1) 第 13 条に従うことを条件として、商標は次のものを除き、登録することができる。
- (a) 現存する個人又は過去 30 年以内に死亡した個人の姓名に過ぎない語
 - (b) 商品又はサービスに付随して使用され若しくは使用される予定のある記述であって、商品又はサービスの特性若しくは品質、又は生産及び提供の条件若しくは生産及び提供に従事する者、又はそれらの出所について、描写、手書き又は発音の何れによるかを問わず、英語又はフランス語で明示した記述又はそれらと誤認を生じさせる不備な記述
 - (c) 何れかの言語での商品又はサービスの名称であって、その商品又はサービスに付随して使用され、若しくは使用される予定のあるもの
 - (d) 登録商標と混同を生じるもの
 - (e) 第 9 条又は第 10 条により採用が禁止されている標章
 - (f) 第 10.1 条により採用が禁止されている名称
 - (g) 保護された地理的表示の全体又は一部であって、商標が地理的表示により示された地域を原産地としないぶどう酒について登録されようとしている場合のもの
 - (h) 保護される地理的表示の全体又は一部であって、商標が地理的表示により示された領域を原産地としない蒸留酒について登録されようとしている場合のもの、及び
 - (i) オリンピック及びパラリンピック標章法第 3 条(3)及び第 3 条(4) (a)に従うことを条件として、同法第 3 条(1)により採用が禁止されている標章

同前

- (2) (1) (a)又は(b)により登録することができない商標であっても、それがカナダでその登録出願人又はその前権利者により使用された結果、その登録出願の日に識別性を有するものとなっていたときは、登録することができる。

第 13 条 識別力ある外観が登録可能な場合

- (1) 識別力ある外観は、次の場合に限り登録することができる。
- (a) カナダでその登録出願人又はその前権利者により使用された結果、その登録出願の日に識別性を有するものであった場合、及び
 - (b) 商品又はサービスに付随して使用されてきた識別力ある外観を出願人が排他的に使用することが、何れかの技術又は産業の発展を不当に制限する虞のない場合

登録の効果

- (2) 識別力ある外観の如何なる登録も、その識別力ある外観に包含された何らかの実利的な特徴の使用を妨げるものではない。

技術又は産業への制限禁止

- (3) 連邦裁判所が、識別力ある外観の登録は何らかの技術又は産業の発展を不当に制限する虞がある旨を決定した場合は、当該裁判所は利害関係人の申請により、その登録を抹消することができる。

第 14 条 外国登録標章の登録

- (1) 第 12 条に拘らず、出願人又はその前権利者が当該出願人の本国において又は関して適法

に登録されるようにしている商標は、それがカナダにおいて次の通りである場合は、登録することができる。

(a) 登録商標と混同を生じない場合

(b) 何れかの国で使用された期間を含む場合の一切の状況に鑑み、識別力のある特性を失わない場合

(c) 公序良俗に反さないか又は公衆を欺瞞するような内容を有していない場合、又は

(d) 第 9 条又は第 10 条により採用が禁止されている商標ではない場合

外国登録とみなす商標

(2) ある商標は、本国で登録された商標の識別力のある特性を変更せず又はその同一性に影響を与えない要素のみにより、当該本国で登録された商標と異なる場合は、(1)の適用上、登録された商標であるとみなす。

第 15 条 混同を生じる標章の登録

(1) 第 12 条又は第 14 条に拘らず、混同を生じる商標は、その出願人が連合商標として知られるこれらすべての商標の所有者である場合は登録することができる。

記録

(2) 他の登録商標と連合する商標を登録するときは、各商標の登録の注記をその他の商標登録の記録に付さなければならない。

補正

(3) 一群の連合商標の何れか 1 について、所有権の変更又はその所有者の名称若しくは住所の変更を記録する登録簿の補正は、登録官が同群のすべての商標に関し同一の変更が生じたと認める場合にのみ可能であり、かつ、これらすべての商標について相応の記入が同時発生的になされる。

商標登録をすることができる者

第 16 条 カナダで使用され又は公知となった標章の登録

(1) 第 30 条に従って商標登録出願をした出願人は、その商標が登録可能なものであり、かつ、出願人又はその前権利者が商品又はサービスに付随してカナダで使用し又は公知とさせているものである場合は、第 38 条に従うことを条件として、それら商品又はサービスに関しその商標の登録を受けることができる。ただし、出願人又はその前権利者が最先にその商標を使用し若しくは公知とした日に、

- (a) 他人によりカナダで先に使用されていたか又はカナダで公知とされていた商標、
 - (b) 他人によりカナダで先に登録出願されていた商標、又は
 - (c) 他人によりカナダで先に使用されていた商号、
- と混同を生じた場合は、この限りでない。

外国で登録及び使用された標章

(2) 第 30 条に従って商標の登録を出願した出願人は、その商標が登録可能なものであり、かつ、出願人又はその前権利者がその本国において又は関して適法に登録し、又は商品若しくはサービスに付随して使用しているものである場合は、その出願人は、第 38 条に従うことを条件として、その本国において登録されている商品又はサービスに関しその登録を受けることができる。ただし、第 30 条に従って登録出願した日に、

- (a) 他人によりカナダで先に使用されていたか又はカナダで公知となっていた商標、
 - (b) 他人によりカナダで先に登録出願されていた商標、又は
 - (c) 他人によりカナダで先に使用されていた商号、
- と混同を生じた場合は、この限りでない。

使用予定標章

(3) 第 30 条に従って予定標章の出願をした出願人は、その商標が登録可能なものである場合は、第 38 条及び第 40 条に従うことを条件として、前記出願に指定した商品又はサービスに関しその登録を受けることができる。ただし、その出願日に、

- (a) 他人によりカナダで先に使用されていたか又はカナダで公知となっていた商標、
 - (b) 他人によりカナダで先に登録出願されていた商標、又は
 - (c) 他人によりカナダで先に使用されていた商号、
- と混同を生じた場合は、この限りでない。

混同を生じる商標が出願中の場合

(4) 登録可能な商標の登録を受けるための出願人の権利は、混同を生じる商標の他人による先の登録出願に影響されない。ただし、混同を生じる商標の登録出願が、第 37 条による出願人の出願公告の日に係属中の場合は、この限りでない。

先の使用又は公知

(5) 登録可能な商標の登録を受けるための出願人の権利は、混同を生じる商標又は商号が第 37 条により出願人の出願が公告された日に放棄されている場合は、混同を生じるその商標又は商号が他人によって先に使用されたか又は公知にされたことに影響されない。

登録の有効性及び効果

第 17 条 先の使用等に関する登録の効果

(1) 第 37 条に従って公告されている商標登録出願は、混同を生じる商標又は商号が登録出願人又はその前権利者以外の他人により先に使用されたか又は公知にされたことを理由として拒絶されることはなく、かつ、商標登録が抹消、補正又は無効とされることはないものとするが、当該他人又はその権原承継人の申立による場合はこの限りでなく、また、当該他人又はその承継人は、出願人の出願公告日に混同を生じる商標又は商号を放棄していなかった事実を明らかにする立証責任を負うものとする。

登録不争の場合

(2) 商標登録は、商標の登録日又は 1954 年 7 月 1 日のうち何れか後の日から 5 年の期間満了後に開始された訴訟では、(1)にいう先の使用又は公知にされた行為により、抹消、補正又は無効とされることはない。ただし、カナダでその登録商標を採用した者が、当該先の使用又は公知にされたことを知りながら採用したことが明らかな場合は、この限りでない。

第 18 条 登録無効の場合

(1) 商標登録は、次の場合は、無効とする。

(a) その商標が登録日に登録可能なものでなかった場合

(b) その商標が、登録の有効性を争う訴訟が開始された時点で識別力を有していなかった場合、又は

(c) その商標が放棄されていた場合

また、第 17 条に従うことを条件として、登録出願人が登録を受ける資格を有していなかったときも無効となる。

例外

(2) 登録名義人又はその前権利者によりカナダで使用され、登録の日に識別力を有するに至った商標の登録は、登録許可以前に管轄当局又は裁判所にその識別力を有する証拠が提出されなかったという理由のみによって、無効とされることはない。

第 19 条 登録により付与される権利

第 21 条、第 32 条及び第 67 条に従うことを条件として、商標の所有者には、何れかの商品又はサービスに関するその商標の登録により、無効であることが明らかにされた場合を除き、当該商品又はサービスに関してその商標をカナダ全域で使用することができる排他権が付与される。

第 20 条 侵害

(1) 登録商標所有者の排他的使用の権利は、本法律により、その使用の権利を有していない者が混同を生じる商標又は商号に関連する商品又はサービスを販売、流通又は広告する場合に、侵害されたものとみなす。ただし、その商標登録は、ある者の使用が、

(a) その個人名の商号としての善意の使用、又は

(b) 次についての商標以外としての善意の使用、

(i) 自己の営業所の地名、又は

(ii) 自己の商品又はサービスの特性又は品質の正確な記述、
であり、その商標に伴う営業権の価値を毀損する虞のない方法による場合は、これらの使用
を妨げるものではない。

例外

(2) 商標の登録は、第 11.18 条(3)に記載のぶどう酒に関する何れかの表示、又は第 11.18
条(4)に記載の蒸留酒に関する何れかの表示を、ある者が使用することを妨げるものではない。

第 21 条 混同を生じる標章の同時使用

(1) 第 17 条(2)により保護される登録商標に関する訴訟において、訴訟の一方の当事者で登
録商標の所有者以外の者が、登録商標の出願前にカナダでその登録商標と混同を生じる商標
又は商号を善意に使用していたことがカナダ連邦裁判所で明らかにされ、かつ、その登録商
標が使用されているときと同時にその混同を生じる商標又は商号を限定された地域内で継続
的に使用することを許可しても公益に反さないと同裁判所が認める場合は、同裁判所は、同
裁判所が公正とみなす条件に従うことを条件として、当該当事者が当該地域内で、その混同
を生じる商標又は商号を、当該登録商標と識別するための十分な特定の表示と共に、継続し
て使用することができる旨を命令することができる。

命令の登録

(2) (1)に基づく命令により付与される権利は、命令の日から 3 月以内に、当該当事者が登録
商標の登録に関して登録簿にこの命令を記入するよう登録官に申請した場合に限り有効であ
る。

第 22 条 営業権の毀損

(1) 何人も、他人が登録した商標を、それに伴う営業権の価値を毀損する効果を有する虞の
ある方法で使用してはならない。

毀損に関する訴訟

(2) (1)に反する商標使用に関する何れかの訴訟において、裁判所は、損害の賠償又は不当利
得の返還を命じることを拒否することができ、かつ、その商標の所有者が商標の使用に関し
て提訴した旨を被告に通知した時点で被告の所有又は管理下にあったその商標を付した商品
を継続して販売することを当該被告に許可することができる。

証明標章

第 23 条 証明標章の登録

(1) 証明標章は、証明標章が付随的に使用される商品の製造、販売、賃貸、賃借又はサービスの提供に従事しない者によってのみ、採用及び登録することができる。

ライセンス

(2) 証明標章の所有者は、その標章を所定の基準を満たす商品又はサービスに付随して使用するライセンスを他人に許諾することができ、かつ、それに応じた当該標章の使用は、その所有者による使用とみなす。

無許可使用

(3) 登録証明標章の所有者は、ライセンスを許諾されていない者による当該標章の使用、又は標章登録の対象となっているが、ライセンスが及ばない商品若しくはサービスに付随する当該標章の使用を防止することができる。

法人格のない団体による訴訟

(4) 登録証明標章の所有者が法人格を有していない団体である場合は、当該標章に関して許可を受けていない使用を防止する訴訟又は手続は、その団体のすべての構成員に代わる何れかの構成員が、提起することができる。

第 24 条 証明標章と混同を生じる商標の登録

証明標章と混同を生じる商標は、その証明標章の所有者からの許諾があり、それが適切な差異を有する場合は、その商標が付随的に使用される商品又はサービスがその証明標章を使用する資格を有する者の 1 として他の者により製造、販売、賃貸、賃借又は提供されたことを表示する目的で、当該他の者が登録することができる。ただし、その商標登録は、証明標章の所有者の許諾が取り下げられたときは何時でも、又は当該証明標章の登録が取り消されたとき、登録官により抹消されるものとする。

第 25 条 記述的な証明標章

商品又はサービスの原産地に係わる記述的な証明商標であり、他の登録商標と混同を生じないものは、当該標章が表示する地域の一部を含み若しくはそれを形成する国、州若しくは地方自治体の行政当局が出願人である場合、又は当該地域に事務所若しくは代表者を有する商業団体が出願人である場合は、登録することができる。ただし、本条に基づいて登録された何れの標章の所有者も、その標章が記述的に表示する地域内で製造若しくは提供された何れの商品又はサービスに関しても、当該標章の使用を許可しなければならない。

商標登録簿

第 26 条 登録簿

(1) 登録官の管理の下に、次のものを備えなければならない。

(a) 各登録商標に関して、商標、並びに移転、権利の部分放棄、補正、判決及び命令の登録簿、及び

(b) 知的所有権改正法第 61 条施行の直前に有効な本項に基づいて備えることが必要とされた登録使用者の登録簿

開示すべき情報

(2) (1) (a) にいう登録簿には、各登録商標に関して次を開示しなければならない。

(a) 登録日

(b) 登録出願の要約

(c) 出願時又はその後に提出された一切の書類であり、商標の権利に影響を与えるものの要約

(d) 各更新記録の詳細

(e) 名称及び住所の各変更の詳細、及び

(f) 本法律又は規則により当該登録簿に記入が必要とされているその他の事項

第 27 条 不公正競争法に基づく登録簿

(1) 1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法に基づいて備えられる登録簿は、本法律に基づいて備えられる登録簿の一部をなし、かつ、第 44 条(2)に従うことを条件として、これに記入される如何なる事項も、その記入時において有効であった法律に従って適正に記入されたときは、その記入が本法律に従って適正にされなかった虞があるという理由のみによって抹消又は補正されることはない。

不公正競争法施行前に登録された商標

(2) 1932 年 9 月 1 日の登録簿に登録されている商標は、次の規定により、1952 年カナダ改正法律第 274 章である不公正競争法に定義された図形標章又は文字標章として取り扱われるものとする。

(a) 独特の形状又は外観を示さない、文字若しくは数字又はその両者のみからなる如何なる商標も文字標章とみなす。

(b) 文字若しくは数字又はその両者のみからなる他の何れかの商標で、その文字若しくは数字又は両者の登録日に、明確な独特の形状又は外観とは無関係に登録可能であった筈の商標は、文字標章とみなし、また、明確な独特の形状又は外観を示す内容については、図形標章とみなす。

(c) 文字若しくは数字又は両者を含み、他の特徴も有する商標は、

(i) 出願に記載された特徴を有するが文字又は数字が意味を有していない商標は、図形標章とみなし、かつ

(ii) その登録日に、明確な独特の形状又は外観とは無関係に、かつ、他の特徴と結合することなく登録可能であった筈の商標は、文字標章とみなす。

(d) その他の商標は、その出願に記載された特徴を有する図形標章とみなす。

不公正競争法に基づいて登録された商標

(3) 1952年カナダ改正法律第274章である不公正競争法に基づいて登録された商標は、それらの登録に従って、その法律に定義された図形標章又は文字標章として、なお引き続き取り扱われるものとする。

第28条 索引

- (1) 登録官の管理の下に、次のものを備えなければならない。
- (a) 登録商標の索引
 - (b) 登録出願係属中の商標の索引
 - (c) 放棄又は拒絶された出願の索引
 - (d) 登録商標の所有者の名称の索引
 - (e) 商標登録出願人の名称の索引
 - (f) 商標代理人一覧、及び
 - (g) 知的所有権改正法第61条施行の直前に有効な本項に基づいて備えることが必要とされた登録使用者の名称の索引
商標代理人一覧
- (2) 商標代理人一覧には、商標局に対して、商標登録出願の提出及び手続その他の業務において出願人を代理する資格を有するすべての者及び事務所の名称を含まなければならない。

第29条 閲覧

- (1) (2)に従うことを条件として、登録簿、記入の基礎となる書類、放棄されたものを含む一切の出願、索引、商標代理人一覧及び第11.12条(1)に従って備えられる地理的表示に関する一覧は、就業時間内に公衆の閲覧に供されるものとし、かつ、登録官は、申請及び所定の手数料納付を受けたときは、その登録簿、索引若しくは一覧における記入又はこれらの書類若しくは出願の謄本であって自己が認証したものを交付する。
- 登録使用者の登録簿
- (2) 第26条(1)(b)に基づいて備えなければならない登録簿への記入について基礎となる書類の開示は、知的所有権改正法第61条施行の直前に有効な第50条(6)に従うものとする。

商標登録出願

第 30 条 願書の内容

商標登録出願人は、次のものを含む願書を、登録官に提出しなければならない。

- (a) 標章が付随的に使用され又は使用が予定される特定の商品又はサービスの通常の商取引用語での陳述
- (b) カナダで使用されている商標の場合は、出願人又はその指名した前権利者がいるときはその者が、願書に記載した商品又はサービスの各一般分類について商標を使用開始した日
- (c) カナダで使用されていないがカナダで公知の商標の場合は、出願人又はその指名した前権利者がいるときはその者が商標を使用している同盟国の名称、及び願書に記載された商品又はサービスの各一般分類について、出願人又はその指名した前権利者が、その商標をカナダで公知とさせるに至った日及び方法
- (d) 出願人が登録を受ける権利の基礎としている商標であって、出願人若しくはその指名した前権利者による登録又は登録出願の対象が他の同盟国における又は関するものである商標の場合は、その出願及び登録の詳細、並びに、その商標がカナダでは使用されてもならず、公知でもない場合は、願書に記載された商品又はサービスの各一般分類について出願人又は場合によってその指名した前権利者によりその商標が使用された国の名称
- (e) 使用予定商標の場合は、出願人が、自身によるか又は実施権者を通じて、又は自身により及び実施権者を通じて、その商標をカナダで使用する予定である旨の陳述
- (f) 証明標章の場合は、その標章の使用により表示される対象となる一定の規格の詳細、及びその証明標章が付随的に使用される商品の製造、販売、賃貸若しくは貸借又はサービスの提供に出願人が従事していない旨の陳述
- (g) カナダにおける出願人の主たる事務所又は営業所の住所がある場合は、その住所、及びカナダに事務所又は営業所が存在しない場合は、外国での出願人の主たる事務所又は営業所の住所、並びに出願又は登録に関する通知を送付することができ、かつ、出願又は登録の手続に関して出願人又は登録名義人自身に送達するのと同じの効果を以って送達することができる、カナダの個人若しくは事務所の名称及び住所
- (h) 願書が、独特の形状で描かれていない 1 又は複数の語の登録のみを求めるものでない限り、商標の図面及びもしあれば所定の枚数の的確な商標の説明、及び
- (i) 願書に記載された商品又はサービスに関し、カナダで商標を使用する権利を有することに自己が納得している旨の出願人の陳述

第 31 条 外国登録に基づく出願

(1) 他の同盟国における商標登録に基づいて商標登録の権利を有する出願人は、第 37 条に従う出願公告日前に、その登録がなされた当局により認証された登録の謄本を提出しなければならない。英語又はフランス語以外の言語によるものであるときは英語又はフランス語による翻訳文を添付し、更に、本法律に基づく登録を受ける権利を十分に立証するために登録官が要求するその他の証拠を提出しなければならない。

一定の場合に要求される証拠

(2) 本国において適法に商標を登録した出願人であって、第 14 条(1)(b)に基づいて商標登録が可能であることを主張する者は、登録官が要求する証拠を宣誓供述書又は法定宣言書によ

り提出し、その商標が何れかの国において使用された期間を含めて自己の依拠する状況を立証しなければならない。

第 32 条 一定の場合の追加情報

(1) 第 12 条 (2) 及び第 13 条に基づいて自己の商標が登録可能であることを主張する出願人は、その商標がカナダで使用されている範囲及び期間を立証する宣誓供述書又は法定宣言書による証拠、及び当該主張の裏付けとして登録官が要求するその他の証拠を登録官に提出しなければならない。

制限される登録

(2) 登録官は、提出された証拠を考慮し、その商標が使用され又は識別力を有するに至った商品又はサービスにその登録を制限し、かつ、その商標が識別力を有するに至ったカナダの特定地域に、その登録を制限する。

第 33 条 労働組合等による出願

商標登録出願をするすべての労働組合又は商業団体は、その存在について、その主たる事務所が存在する国の法律に反していない旨の十分な証拠の提出を要求されることがある。

第 34 条 外国出願日がカナダ出願日とみなされる場合

(1) 商標登録出願がカナダ以外の同盟国の何れかにおいて又は関して行われ、その後カナダで、その商標登録出願と、同一又は実質的に同一の商標登録出願が同一の出願人又はその前権利者により同種の商品又はサービスに付随して使用するために行われたとき、次の場合は、当該外国における又は関する出願日は、カナダでの出願日とみなし、かつ、その間にカナダでされた何れかの使用若しくは公知とさせた行為、又はその間にカナダで行われた何れかの出願若しくは登録があったことに拘らず、その出願人は、カナダで優先権を取得する権利を有する。

(a) その商標と同一又は実質的に同一の商標の最先の登録出願がその商標と同種の商品又はサービスに付随して使用するために行われた日及び同盟国を明示した宣言を含み又は添付してあるカナダでの出願が、その日の後、延長不可の 6 月以内に行われた場合

(b) 出願人、又は出願人が譲受人のときはその前権利者が、何れかの同盟国において又は関して最先の出願を行ったその出願日に、その国の市民権若しくは国籍又は居所を有していたか又は実効的な工業若しくは商業施設を有していた場合、及び

(c) 優先権に対する出願人の権利を十分に立証するために必要な証拠を、(2) 及び (3) に基づく請求に従って、出願人が提出した場合

証拠の請求

(2) 登録官は、第 39 条に従って出願を許可する日前に証拠を請求することができる。

証拠提出の方法及び提出期限

(3) 登録官は、請求書において証拠提出の方法及び提出期限を指定することができる。

第 35 条 権利の部分放棄

登録官は、商標登録出願人に対し、商標の中の独立して登録することができない部分をその商標から分離して、その排他的使用権を部分放棄すべき旨を要求することができるが、部分

放棄した事項が出願人の商品又はサービスについてその後に識別力を有するに至った場合は、当該権利の部分放棄は、部分放棄した事項にその時点で存在し又はその後に発生する権利を何ら阻害せず又は影響を与えず、かつ、後の出願により登録するその出願人の権利を何ら阻害せず又は影響を与えない。

第 36 条 放棄

本法律又は 1954 年 7 月 1 日前に有効であった商標に関する何れかの法律に基づく出願の手続を、その出願人が履行していないと登録官が認める場合は、登録官は、その不履行を出願人に通知した後に、その通知に指定する期間内に不履行が是正されない限り、その出願は放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 37 条 出願が拒絶される場合

(1) 登録官は、
(a) 願書が第 30 条の要件を遵守していないこと、
(b) 商標が登録することができないこと、又は
(c) 商標登録出願が係属中の他の商標と混同を生じるためにその出願人が商標登録を受ける適格者でないこと、
を認める場合は、その商標登録出願を拒絶し、
また、そのようには認めない場合は、登録官は、その出願を所定の方法で公告しなければならない。

出願人への通知

(2) 登録官は、出願に対する自己の異論申立及びその異論申立の理由を最初に出願人へ通知せず、その異論申立に応答する適当な機会を出願人に与えることなく、その出願を拒絶してはならない。

疑義のある場合

(3) 登録官は、ある登録商標の存在を理由に、願書で請求される商標を登録することができるか否か疑問であると考える場合は、その登録商標の所有者に書留郵便により、その出願の公告を通知しなければならない。

第 38 条 異議申立書

(1) 商標登録出願の公告後 2 月以内に、何人も、所定の手数料を納付した上で、登録官に対して異議申立書を提出することができる。

理由

(2) 異議申立書は、次の理由の何れかを基礎とすることができる。

- (a) 願書が第 30 条の要件を遵守していないこと
- (b) 商標が登録することができないものであること
- (c) 出願人が商標登録を受ける資格を有していない者であること、又は
- (d) 商標が識別力を有していないこと

内容

(3) 異議申立書には、次を記載しなければならない。

- (a) 出願人がそれに答弁することができる程度に十分に詳細な異議申立の理由、及び

(b) カナダにおける異議申立人の主たる事務所又は営業所の住所が存在するときは、その住所。カナダに事務所又は営業所が存在しない場合は、国外での異議申立人の主たる事務所又は営業所の住所、及び異議申立人自身に送達したのと同じの効果を以って異議申立に関する書類を送達することができるカナダの個人若しくは事務所の名称及び住所
取るに足らない異議申立

(4) 決定に係わる実質的論点が異議申立に提起されていないと登録官がみなす場合は、登録官は、その異議申立を拒絶し、かつ、その決定を異議申立人に通知しなければならない。
実質的論点

(5) 決定に係わる実質的論点が異議申立に提起されていると登録官がみなす場合は、登録官は、異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

答弁

(6) 出願人は、異議申立書の写しが送達された後、所定の期間内に所定の方法で、登録官に答弁書を提出し、異議申立人にその写しを送達しなければならない。

証拠及び聴聞

(7) 異議申立人及び出願人は何れも、次の場合を除き、所定の方法により登録官に証拠を提出し、かつ、説明する機会を与えられるものとする。

(a) 異議申立が取り下げられ又は(7.1)に基づいて取り下げられたものとみなされた場合、又は

(b) 出願が放棄され又は(7.2)に基づいて放棄されたものとみなされた場合

異議申立の取下

(7.1) 所定の状況において、異議申立人が(7)に基づく証拠を提出せず又は証拠の提出を希望しない旨の陳述も提出しない場合は、異議申立は取り下げられたものとみなす。

出願の放棄

(7.2) 出願は、(6)にいう期間内に出願人が答弁書を提出若しくは送達しなかった場合、又は所定の状況において、出願人が(7)に基づく証拠を提出せず又は証拠の提出を希望しない旨の陳述も提出しない場合は、放棄されたものとみなす。

決定

(8) 異議申立人及び出願人の証拠及び説明を審理した後、登録官は、出願の拒絶又は異議申立の却下をし、その決定及び決定の理由を両者に通知しなければならない。

第39条 出願が容認される場合

(1) 商標登録出願に関して異議申立が行われずに異議申立書提出期間が満了したか又は異議申立が提起され、その異議申立が出願人に有利に決定された場合は、登録官は、その出願を容認するか、又は上訴された場合は上訴における最終判決に従って行動しなければならない。
延長不可

(2) (3)に従うことを条件として、登録官は、既に容認された出願についての異議申立書を提出する期間を延長してはならない。

例外

(3) 事前に提出された異議申立書提出期間延長の申請書を考慮することなく、登録官が出願を容認した場合は、登録官は、登録証の発行前に何時でも出願容認を取り下げ、かつ、第47条に従い、異議申立書提出期間を延長することができる。

商標登録

第 40 条 商標登録

(1) 使用予定商標以外の商標登録出願が容認された場合は、登録官は、商標を登録し、かつ、その登録証を発行しなければならない。

使用予定商標

(2) 使用予定商標の登録出願が容認された場合は、登録官は、出願人にその旨を通知し、商標を登録し、願書に記載された商品又はサービスに関し、次の者によりカナダでその商標の使用が開始された旨の宣言書を受領した後、登録証を発行する。

(a) 出願人

(b) 出願人の権原の承継人、又は

(c) 出願人が直接的若しくは間接的に商品又はサービスの特性又は品質を管理している場合は、出願人により又は出願人の許可を得て商標の使用を許諾された法主体

出願放棄

(3) 使用予定商標の登録出願は、登録官が(2)にいう宣言書を、

(a) (2)にいう登録官による通知の後 6 月、及び

(b) カナダでの願書提出日より 3 年、

のうち何れか後の日前に受領しなかった場合は、放棄されたものとみなす。

様式及び効果

(4) 商標登録は、その出願人又はその譲受人の名義で行われ、登録日は登録簿に記入され、当該登録はその日から効果を生じる。

第 34 条の適用除外

(5) (3)の適用上、第 34 条は、登録出願がされた時点を決断するに当たっては、適用されないものとする。

登録簿の補正

第 41 条 登録簿の補正

(1) 登録官は、商標の登録所有者から所定の方法で申請されたときは、登録簿に次の何れかの補正を行うことができる。

(a) 登録所有者又はカナダの送達代理人の名称、住所若しくは記載事項の誤記を訂正し又は変更を記入すること

(b) 商標登録を抹消すること

(c) 登録される商標の商品又はサービスについての記載を補正すること

(d) 証明標章の使用により表示しようとする一定の基準の詳細を補正すること、又は

(e) 現存する登録商標により与えられた権利を一切拡張しない権利の部分放棄を記入すること

条件

(2) 登録される商標の商品又はサービスについての記載を拡張する目的での申請は、補正申請で指定する商品又はサービスに関する商標登録出願としての効果を有する。

第 42 条 送達代理人

(1) カナダに事務所又は営業所を有していない商標の登録所有者は、最新記録の代理人が死亡し又は最新記録の住所の代理人宛てに送付した通常郵便物が、配達不能で返還された旨の通知が登録官からあったときは、最新記録の代理人に代わって他の送達代理人を指名するか又は最新記録の代理人の新しく正確な住所を届け出なければならない。

住所変更

(2) (1)にいう登録官からの通知が送付された後 3 月以内に、登録所有者により新たな指名又は新しく正確な住所の届出がない場合は、登録官又は連邦裁判所は、本法律に基づく如何なる手続についても、当該登録所有者に対し何ら送達する必要なく、処分を行うことができる。

第 43 条 追加の説明

如何なる商標の登録所有者も、登録官が通知により要求することがある追加の説明を提出しなければならない。また、登録所有者が当該通知に従わないときは、登録官は、追加の通知により適切な期間を指定ことができ、その期間内に説明が提出されない場合は、登録官はその商標登録を抹消することができる。

第 44 条 情報提供の通知

(1) 登録官は、何時でも、1954 年 7 月 1 日の時点で登録簿に記載されていた商標の登録所有者に対し、書面により通知して、当該通知の日から 3 月以内に、当該通知の日に商標登録を出願した場合に必要とされることになる情報を提供するように求めることができ、かつ、所定の手数料を納付する何人かの請求があるときは、そうしなければならない。

登録簿の補正

(2) 登録官は、(1)に基づいて提出された情報に従って、商標登録を補正することができる。
情報提供がない場合

(3) (1)により必要とされた情報が提供されない場合は、登録官は、追加の通知により適切な

期間を指定しなければならず、その期間内に情報が提供されない場合は、その商標登録を抹消することができる。

第 45 条 登録官は使用者の証拠提出を請求することができる

(1) 登録官は、何時でも、登録官がこれに反する正当な理由を発見しない限り、その商標の登録名義人に通知を送付し、その登録において指定された各商品又はサービスに関し、当該通知の直前 3 年間の何れかの時において当該商標をカナダで使用したか否かについて、更に不使用の場合は、最後に使用された日及びその日以降の不使用の理由について示す宣誓供述書又は法定宣言書を 3 月以内に提出するよう求めることができ、かつ、商標の登録日から 3 年後に、何人かが所定の手数料を納付し書面で請求した場合は、そうしなければならない。

証拠の様式

(2) 登録官は、宣誓供述書又は法定宣言書以外の如何なる証拠も受領してはならないが、その商標の登録所有者若しくはその代理人による説明、又は通知の送付を請求した者若しくはその代理人による説明については、審理することができる。

不使用の効果

(3) 商標の登録は、登録において指定されているすべての商品若しくはサービス又はそれらのうち何れかの商品若しくはサービスに関して、その商標が登録官による通知の日の直前 3 年間の何れの時にもカナダで使用されず、かつ、その使用されなかったことが弁解可能な特別な事情によるものではないと登録官が、登録官へ提出された証拠又は証拠の不提出を理由として、認める場合は、抹消されるか又は補正されるものとする。

所有者への通知

(4) 商標登録を抹消又は補正すべきか否かについて登録官が決定に至ったときは、登録官は、その商標の登録所有者及び(1)にいう通知を請求した者に対し、その決定をその理由と共に、通知しなければならない。

登録官による行為

(5) 登録官は、本法律により限定した期間内に上訴が行われなかった場合は、その決定に従って行動し、又は上訴が行われた場合は、当該上訴における最終判決に従って行動しなければならない。

登録更新

第46条 更新

(1) 本法律による登録簿への商標登録は、登録日又は最後の更新日から15年以内に更新することができる。

更新の通知

(2) 商標登録が、(1)に規定する期間内に更新されることなく登録簿に記載されている場合は、登録官は、登録所有者及び、登録所有者の送達代理人がいるときは、その者へ通知し、その通知の日後6月以内に所定の更新手数料が納付されなかった場合は登録が抹消される旨を、明示しなければならない。

更新しなかった場合

(3) 当該通知で指定する6月の延長不可期間内に所定の更新手数料が納付されなかった場合は、登録官はその登録を抹消しなければならない。

更新の発効日

(4) 本条に基づく所定の商標登録更新手数料がその納付期間内に納付された場合は、その更新は、(1)に規定する期間満了の翌日に発効する。

期間延長

第 47 条 期間延長

(1) 登録官は、何らかの行為をするために本法律により定められたか又は規則により定められた期間の延長を正当化することができる状況にあると認めるときは何れの場合でも、本法律に別段の定めがない限り、他の者へ通知した後、かつ、登録官が指示する条件で、延長することができる。

条件

(2) ある行為をするために定められた期間又は(1)に基づいて登録官によって延長された期間の満了後に申請された期間延長は、認められないものとする。ただし、所定の手数料が納付され、かつ、登録官がその期間内又はその延長期間内における当該行為若しくは期間延長申請の不履行が合理的に回避することができなかつたと認める場合は、この限りでない。

移転

第 48 条 移転可能な商標

(1) 商標は、登録済みか又は非登録かを問わず、営業権を伴うか又はこれと分離して、また、それが付随的に使用されてきた商品若しくはサービスの全部又は一部に関して、移転可能であり、かつ、常に移転可能であったものとみなす。

2 以上の利害関係人が存在する場合

(2) (1)の如何なる規定も、ある商標の移転の結果、混同する商標を使用する権利が 2 以上の者に存在することになり、これらの者がその権利を行使した場合は、その商標には識別力がないものとして取り扱われることを妨げない。

移転登録

(3) 登録官は、何れかの登録商標の移転について、登録官が十分と認める移転の証拠、及び商標に登録する譲受人の申請において第 30 条(g)により必要とされることになる情報が提出されたときは、その移転を登録しなければならない。

標章使用目的の変更

第 49 条 目的の変更

ある標章が第 2 条の「証明標章」又は「商標」の定義に記載の目的又は方法によりある者によって商標として使用されている場合は、その者又はその前権利者が、当該目的以外又は当該方法以外で使用しているか又は使用していたという理由のみでは、その商標は無効とされないものとする。

ライセンス

第 50 条 商標使用のライセンス

(1) 本法律の適用上、ある法主体が、商標の所有者により又はその許可を得て、ある国内で商標を使用するライセンスを受け、かつ、その所有者が当該ライセンスに基づいてその商品若しくはサービスの特性又は品質を直接的若しくは間接的に管理するときは、当該法主体による同国内での商標、商号若しくはその他としての又はそれらにおける当該商標の使用、広告若しくは展示は、その所有者による同国内での使用、広告又は展示と同一効果を有するものとし、かつ、常に同一効果を有していたものとみなす。

同前

(2) 本法律の適用上、ある商標の使用がライセンス許諾によるものであること及びその所有者である者を特定するという事実が公示される場合は、これに反する事実が証明されない限り、当該使用はその商標の所有者によりライセンス許諾されたものであり、その商品若しくはサービスの特性又は品質はその所有者に管理されているものと推定される。

所有者に対し訴訟提起を要求することができる

(3) ある商標の所有者とその商標の使用権者との間に存在する何らかの契約に従うことを条件として、使用権者は所有者に対し、その商標の侵害に対して訴訟を提起することを要求することができる。所有者がその要求後 2 月以内に、その要求を拒絶又は無視した場合は、使用権者は自らが所有者であるものとして自己名義で、所有者を被告として、当該侵害に対し提訴することができる。

第 51 条 関連会社による商標の使用

(1) カナダで医薬品に付随して商標を使用するその商標の所有者とある会社とが関連会社である場合は、当該ある会社によるその商標又はその商標と混同を生じる商標の使用であって、当該使用の時又はその後何時でも、次の医薬品に付随してされるものは、本法律のすべての適用上、その商標について又は場合によりそれと混同を生じる商標について、その所有者による使用と同一効果を有する。

(a) ある者がその会社から直接的又は間接的に入手し、かつ

(b) その会社の名称及びその者の販売業者としての名称を付した包装によりカナダで販売され、流通され、又は販売のために広告される医薬品

成分が異なる場合

(2) ある医薬品が成分において、カナダで商標が(1)にいう所有者によって付随的に使用される医薬品とは全く異なり、健康を損なう虞があることについて、厚生大臣がカナダ官報の告示によって宣言することがある場合は、その後は、同項にいう会社によるその医薬品に付随する商標又はその商標と混同を生じる商標の如何なる使用にも、(1)は適用されない。

「医薬品」の定義

(3) 本条において、「医薬品」とは、

(a) 何れかの物質又は物質の混合物で、

(i) 人又は動物の疾病、不調、身体の異常状態又はこれらの兆候についての診断、治療、緩和又は予防、又は

(ii) 人又は動物の有機的機能の回復、矯正若しくは修正、

に使用するために製造，販売されるもの又は使用を表示されたもの，及び
(b) (a)に記載する何れかの物質又は物質の混合物の調製又は製造に使用されている何れかの物質，
を含むが，その物質又は物質の混合物であって，これまで食品医薬法に従って定められた規則により随時その表現に与えられた意味での専売薬と同一又は実質的に同一のものは含まない。

訴訟手続

第 52 条 定義

第 53 条から第 53.3 条までにおいて、

「裁判所」とは、連邦裁判所又はその州の最高裁判所をいい、

「関税」とは、関税法での意味と同義であり、

「大臣」とは、公安緊急対策担当大臣をいい、

「引取許可」とは、関税法での意味と同義である。

第 53 条 一時保管手続

(1) 裁判所が、何れかの利害関係人の申請により、何らかの登録商標又は商号が本法律に反する流通方法によりカナダに輸入されたか若しくはカナダで流通されようとする商品に適用されているか又は原産地の表示が違法に商品に適用されていることを認めた場合は、裁判所は、命令を出し、その命令により定める期間内に提起される訴訟においてその輸入又は流通の合法性についての最終決定が出るまで、その商品の一時保管を求めることができる。

保証金

(2) (1)に基づく命令を発する前に、裁判所は、その命令により、その商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ると予想される損害額に応じ、かつ、その商品の一時保管命令に基づいて一時保管中にその商品に対して課されることがある何らかの金額に対して、裁判所が定める金額での保証金を提供するようその申請人に対して要求することができる。

費用についての担保

(3) 本条に基づく訴訟において、商品の輸入又は流通の合法性を最終的に決定する判決により、無条件に又は条件付きで、その輸入又は流通が禁止された場合は、本条に基づいて発せられる命令の日前に生じたその商品に対する費用についての担保は、当該判決の適正な執行に矛盾しない場合に限り、有効とする。

輸入禁止

(4) 本条に基づく訴訟において、裁判所がその輸入が本法律に反し又は流通が本法律に反することとなると認定した場合は、裁判所は、その商標、商号又は原産地表示が付された商品の将来における輸入禁止を命令することができる。

申請方法

(5) (1)にいう申請は、訴訟又はその他において、相手方に対する通知により又は一方的に行うことができる。

限定

(6) 大臣による商品の留置手続が第 53.1 条に基づいて執行された場合は、(1)に基づく大臣による商品の一時保管の手続を一切執行することができない。

第 53.1 条 大臣による留置手続

(1) 裁判所は、登録商標の所有者からの申請があり、その登録商標が適用された何らかの商品がカナダに輸入されようとし、又はカナダに輸入されたが未だ税関から引取が許可されていないこと、及びその商品のカナダでの流通が本法律に反するであろうことを認めた場合は、裁判所は、次の命令をすることができる。

- (a) 大臣からの合理的な要求により申請人から提供された情報に基づいて、商品を留置するために適当な措置を取るべき旨を大臣に指示すること
- (b) 留置後速やかに、当該留置及び留置の理由について申請人及び所有者又は商品の輸入者に通知すべき旨を大臣に指示すること、及び
- (c) 裁判所が適切とみなすその他の事項を規定すること

申請方法

(2) (1)にいう申請は、訴訟又はその他において、相手方に対する通知により又は一方的に行うことができるが、大臣には常に通知しなければならない。

裁判所は保証金を要求することができる

(3) (1)に基づく命令を発する前に、裁判所は、次の事項に対処するために、裁判所が指定する金額の保証金を申請人に請求することができる。

(a) 関税、保管料及び取扱料、並びに商品に対して課されるその他費用を補償すること、及び

(b) この命令により商品の所有者、輸入者又は荷受人が被ることがある損害を補償すること
指示の照会

(4) 大臣は(1)に基づく命令を執行するに当たり裁判所に指示を照会することができる。

大臣は検査を許可することができる

(5) 大臣は、申請人の主張を実証し又は場合により異議を唱えることを目的として、申請人又は留置商品の輸入者に対し、その商品を検査する機会を与えることができる。

申請人が提訴しない場合

(6) (1)に基づく命令によって別段の定めをしない限り、関税法及び商品の輸入又は輸出を禁止、管理、若しくは規制する他の議会制定法(any Act of Parliament)に従うことを条件として、(1)(b)に基づいて申請人が通知を受けた後2週間以内に、商品の輸入又は流通の合法性について裁判所の最終判決を求める訴訟が提起された旨の通知を大臣が受けていない場合は、大臣は、申請人に対し更に通知をすることなく、商品の引取を許可しなければならない。

裁判所が原告の有利を認めた場合

(7) 裁判所は、本条に基づいて提起された訴訟において、輸入が本法律に反するか又は流通が本法律に反することになると認める場合は、商品を破棄若しくは輸出すべき旨又は原告の所有物として原告に無条件で引き渡すべき旨の命令を含めて、裁判所が状況に応じ適当とみなす如何なる命令も出すことができる。

第 53.2 条 裁判所の救済付与権限

裁判所が、何れかの利害関係人からの申請により、本法律に反する行為がされたと認める場合は、裁判所は、差止及び損害の賠償又は不当利得の返還による救済を与える命令、及び侵害をなす商品、包装、ラベル並びに広告材料及びこれらに関し使用された型版の破棄、輸出又は他の処分に関する命令を含めて、裁判所が状況に応じ適当とみなす如何なる命令も出すことができる。

第 53.3 条 商品の再輸出

第 53.1 条又は第 53.2 条に基づく訴訟において、裁判所が、

(a) 登録商標を付した商品が、カナダでこれが流通すれば本法律に反することとなる方法で、

カナダに輸入されたこと、及び

(b) 登録商標が、所有者の同意を得ることなく、当該商標を偽造若しくは模造する意図、又は公衆を欺瞞し、かつ、商標の所有者の同意を得て商品が製造されたと公衆に誤認させる意図をもって、これら商品に適用されていること、
を認める場合は、裁判所は、例外となる事態を除き、同条に基づく命令を発して当該商品を現状のまま輸出すべき旨を要求又は許可することができない。

第 54 条 証拠

(1) 登録官の公式保管の書類及びその抄本についての証拠は、真正なものであることを登録官により認証されたとするそれらの写しの提出によるものとする。

同前

(2) 登録官により真正と認証されたとする登録簿の如何なる記入の写しも、そこに記載される事実の証拠とする。

同前

(3) 登録官により真正と認証されたとする商標登録の記録の写しは、そこに記載する事実の証拠とし、商標の登録所有者としてそこに記載される者がそこに定義された趣旨及び領域内でのその所有者である事実の証拠とする。

同前

(4) 1954 年 7 月 1 日前に有効な商標に関する何れかの法律の権限に基づいてなされた記入の謄本又は提出された書類の謄本であって、同法律の権限に基づいて認証されたものは、証拠として採用され、本条が定めるところに従い本法律に基づいて登録官により認証された謄本と同一の証拠力を有する。

第 55 条 連邦裁判所の管轄権

連邦裁判所は、本法律の何れかの規定又はそれにより付与若しくは定義された何らかの権利若しくは救済の執行を求める訴訟又は手続を審理する専属裁判管轄権を有する。

第 56 条 上訴

(1) 上訴は、本法律に基づく登録官の如何なる決定に対しても、その決定の通知が登録官から発せられてから 2 月以内、又はその 2 月の満了の前後を問わず、裁判所が許可する延長期間内に連邦裁判所に対して提起することができる。

手続

(2) (1) に基づく上訴は、登録官及び連邦裁判所に上訴通知を提出することにより行われるものとする。

所有者への通知

(3) 上訴人は、(1) により定められた又は延長許可された期間内に、その不服の対象とする決定において登録官が言及した商標の登録所有者、及びその決定通知を受け取る権利を有していた他のすべての者に対し、上訴通知の写しを、書留郵便で送付しなければならない。

公示

(4) 連邦裁判所は、(1) に基づく上訴の聴聞及びそれに包含される論点事項を、適正とみなされる方法により公示すべき旨を、命令することができる。

追加の証拠

(5) (1)に基づく上訴については、登録官に提出された証拠に追加する証拠を提出することができ、連邦裁判所は、登録官に帰属する如何なる裁量権も行使することができる。

第 57 条 連邦裁判所の専属管轄権

(1) 連邦裁判所は、登録官又は利害関係人の申請により、その申請日に登録簿に見られる記入がその標章の登録所有者として記載された者の現存の権利を適正に表現又は定義していないとの理由により、登録簿の何れかの記入を抹消又は修正すべき旨を命令する専属第 1 審裁判管轄権を有する。

制限

(2) 何人も、登録官が行った決定であって、その者が明示の通知を受けており、かつ、それに対してその者が上訴する権利を有していたものに疑義を差しはさむ訴訟の本条に基づく提起はすることができない。

第 58 条 提訴手続

第 57 条に基づく申請は、その申立開始通知書の提出、その商標の侵害訴訟での反訴、又は本法律に基づく追加救済請求訴訟での請求申立の何れかにより行われるものとする。

第 59 条 理由申立の通知

(1) 上訴が第 56 条に基づく上訴通知の提出によりなされ、又は申請が第 57 条に基づく申立開始通知の提出により行われる場合は、その通知には、救済措置を求める理由の完全な詳細を記載しなければならない。

答弁書

(2) (1)に規定する通知の写しを送達され、その上訴又は場合により申請について争う意思のある者は何人も、所定の期間内又は裁判所が許可する延長期間内に、その者が依拠する理由の完全な詳細を記載した答弁書を提出し、送達しなければならない。

聴聞

(3) 裁判所が別段の命令をしない限り、上訴又は申請の審理は、宣誓供述書により提出された証拠に基づいて、略式で聴聞を受け、かつ、決定されるものとし、この場合に、裁判所は、全般について又は 1 又は複数の論点に関する口頭証言の導入を含めて、その規則又は実務慣行で許容される如何なる手続も全当事者が行えるよう命令することができる。

第 60 条 登録官による書類の送付

(1) (2)に従うことを条件として、本法律の何れかの規定に基づいて上訴又は申請が連邦裁判所に行われたときに、その手続の何れかの当事者から請求され及び所定の手数料が納付された場合は、登録官は、登録官の部局に保管されている、その手続における争点に係わるすべての書類、又は登録官が認証したそれら書類の写しを、裁判所に移送しなければならない。

登録使用者の登録簿

(2) 第 26 条(1)(b)に基づいて維持管理を要する登録簿の記入の基礎となる書類の移送に関しては、知的所有権改正法第 69 条施行の直前に有効な商標法第 50 条(6)に従うことを条件とする。

第 61 条 判決の提出

連邦裁判所登記所の書記官は，登録簿上の商標に関して連邦裁判所，連邦控訴裁判所又はカナダ最高裁判所が下したすべての判決又は命令の認証謄本を登録官に提出しなければならない。

通則

第 62 条 執行

本法律は、産業大臣が執行する。

第 63 条 登録官

(1) 商標登録官は、総督により指名され、品行方正な間を任期とし、総督が決定する年俸を受領し、産業大臣代理に対して責任を負う。

登録官代行

(2) 登録官が不在のとき若しくは職務を遂行できないとき又は登録官の職位が空席のときは、産業大臣が指名するその他の職員が登録官代行の資格で、登録官の権限を行使し、その職責及び機能を遂行する。

補佐

(3) 登録官は、大臣と協議の後、登録官が適格とみなす何れかの者に対し、本項に基づく委譲の権限を除き、本法律に基づく登録官の権限、職責及び機能を委譲することができる。

上訴

(4) (3)に従って決定の権限を与えられた者が本法律に基づいて下した決定は、本法律に基づく登録官の決定と同様の方法で、かつ、同様の条件に従うことを条件として、上訴することができる。

第 64 条 登録の公告

登録官は、本法律に基づいて行われ、随時更新される登録の詳細を定期的に公告させ、かつ、その公告中に、その後生じる類似の疑義に関する決定の先例として役立たせる意図で、登録官が行った決定の詳細を記載させるものとする。

第 65 条 規則

総督は、本法律の目的及び規定を施行するための規則を定めることができ、特に次の事項に関する規則を定めることができる。

- (a) 本法律に従って備えられるべき登録簿及び索引の様式、及びそれらへの記入の様式
- (b) 登録官に提出する願書の様式
- (c) 商標に関する移転、ライセンス、権利の部分放棄、判決又はその他の書類の登録
 - (c. 1) 商標代理人一覧の管理及びその一覧における個人及び事務所の名称の記入及び削除であって、その一覧に名称が記入され、かつ、同一覧にその名称が維持されるために満たすべき資格及び条件が含まれたもの
- (d) 登録証の様式及び内容
 - (d. 1) 第 11. 11 条で定義される大臣に対し、第 11. 12 条(2)にいう陳述の公告を大臣に申請するための申請手続及び様式、並びに
- (e) 登録官への手数料の納付及びその金額

第 66 条 延長とみなされる期限

(1) 本法律に基づいて又は従って指定される何れかの期限又は期間が、商標登録室の非就業

日に満了するときは、商標登録室の翌就業日まで延長されたものとみなす。

商標登録室が非就業日となるとき

(2) 商標登録室は、土曜日及び休日並びに大臣が命令により非就業日とする旨を宣言したその他の日に、非就業日となる。

公告

(3) (2)に基づく大臣の命令はすべて、その命令後速やかに、商標公報に公告しなければならない。

ニューファンドランド

第 67 条 1949 年 4 月 1 日前の商標登録

(1) 1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドの法律に基づく商標登録は、ニューファンドランドがカナダの一部になっていなかったものとしてニューファンドランド州内において同一の有効性及び効果を有し、当該法律により取得したすべての権利及び特権は、ニューファンドランドがカナダの一部になっていなかったものとしてニューファンドランド州内において引き続き行使又は享受することができる。

1949 年 4 月 1 日に係属中の商標出願

(2) 1949 年 4 月 1 日直前に存在していたニューファンドランドの法律は、その時点でニューファンドランドの法律に基づいて係属中であった商標登録出願に関して引き続き適用され、それらの出願により登録された商標はすべて、本条の適用上、1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドの法律に基づいて登録されたものとみなす。

第 68 条 1949 年 4 月 1 日前の商標又は商号の使用

本法律の適用上、1949 年 4 月 1 日前のニューファンドランドにおける商標の使用若しくは公知、又は商号の使用は、その日前のカナダにおける商標の使用若しくは公知、又は商号の使用とはみなさない。

経過規定

第 69 条 先願登録

本条の施行前の商標登録出願は, 第 50 条(1)が実施権者である法主体によるその商標の使用, 広告又は展示を商標の所有者による使用, 広告又は展示と同一の効果を常に有しているものとみなすとの理由のみによっては, 拒絶されないものとする。